

事務連絡
平成16年1月5日

各
〔都道府県〕
〔指定都市〕
母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課母子保健係

先天性代謝異常検査の精度管理について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

標記については、検査の重要性に鑑み、精度管理費について予算措置すべく要求を重ねてきたところですが、諸般の事情により平成16年度から国庫補助及び一般財源化が困難な状況となりました。

しかしながら、当該検査に係る精度管理の意義と重要性は従前のおりであり、不十分な精度管理に起因する患者の発見もれ及び過剰診断など、事業の信頼性を失わせるような重大な結果を招くことのないよう、今後とも精度管理の維持向上のための御配慮いただきたくよろしく願いいたします。

事務連絡
平成16年3月8日

都道府県
各
指定都市 } 母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課母子保健係

先天性代謝異常検査等の精度管理機関について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、従前より、当該検査の精度管理を行っておりました(財)東京顕微鏡院の精度管理部門につきましては、この度、(財)日本公衆衛生協会に移管されることとなりましたので、今後の業務委託の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、当該検査の精度管理については、先天代謝マススクリーニングにおける見逃しや過剰診断(これらは子どもの命に関わることであり、時として訴訟にもなる)の防止の為に必須であるという視点から、その意義と重要性に今後も変わりはなく、各自治体におかれましては、従前通り精度管理の維持向上に努めていただきますようお願いいたします。

[連絡先] (財)日本公衆衛生協会

住所：〒160-0022 新宿区新宿1-29-8 公衛ビル

電話番号：03(3352)4281